

介護予防サポート事業

令和7年度も介護予防サポート事業を実施します!!



このマークが目印!

高齢者のみなさんが介護予防活動や、地域活動に参加することで、より元気にいきいきと過ごし、地域での支え合い活動に参加するきっかけとなるように、令和7年度介護予防サポート事業を実施します。

【問い合わせ先】 町福祉センター健康福祉課（高齢者福祉担当） ☎710-8286（直）

【ポイントを貯める期間】 4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

ポイント対象の活動（抜粋）

セルフサポート活動（健康づくりや介護予防）

- 地域包括支援センターの事業
例) ここから教室、健康講座
- 社会福祉協議会の事業
例) チャリティボウリング大会
- 町内団体の事業
例) 傾聴カフェ、ゲートボール協会月例大会など
- 介護予防に役立つ事業
例) 特定健診、ニコニコ健康体操など

地域サポート活動（地域支え合い活動）

- 行政区福祉会の事業
- 町内団体の事業
- シニアクラブ連合会の事業

生活支援サポート活動

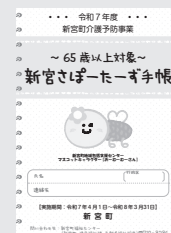
（サポーター登録者による生活支援活動）

※活動の詳細や確認は、町福祉センター健康福祉課（高齢者福祉担当）に問い合わせください。

1 「新宮さぼーたーず手帳」を受け取る

【配布場所】

- 町福祉センター健康福祉課（高齢者福祉担当）
町地域包括支援センター
- 役場健康福祉課
※地域サロン、介護予防教室など一部の対象事業でも配布します。



2 対象事業の活動に参加する

活動の責任者が参加を確認し、手帳にポイントのスタンプを押します。活動1回につき1ポイントで、1日に各活動2ポイントが上限です。

※年度での取得ポイントの上限

- ・セルフサポート活動 100ポイント
- ・地域サポート活動 100ポイント
- ・生活支援サポート活動 50ポイント

注意事項

- 給付申請は、年度につき1回のみです。
- 給付は5,000円が上限です。セルフサポートポイントのみの場合、25ポイント未満は給付申請できません。
- 給付申請をしなかったポイントは、翌年度へ繰り越しできません。
- 介護予防ポイント対象事業は変更になる場合があります。町福祉センター健康福祉課（高齢者福祉担当）まで問い合わせください。

3 集めたポイントの給付申請をする

1ポイントにつき、セルフサポート活動20円、地域サポート活動50円、生活支援サポート活動100円として受給できます。

【給付申請期限】 令和8年3月31日（火）

【給付申請先】 町福祉センター健康福祉課（高齢者福祉担当）

